

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	子ども・子育て支援法関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

弘前市は、子ども・子育て支援法関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

弘前市長

公表日

令和7年3月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援法関係事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法その他関係法令に基づき、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する以下の事務を行う。 ① 子どものための教育・保育給付に関する申請受付・認定・支給事務 ② 子育てのための施設等利用給付に関する申請受付・認定・支給事務 ③ 特定教育・保育施設の申込受付・利用調整事務 ④ 利用者負担金等の決定・徴収事務 ⑤ 実費徴収に係る補足給付事業の申請受付・認定・支給事務
③システムの名称	子ども子育て支援システム 中間サーバ 団体内統合宛名システム サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
教育・保育給付認定申請兼利用申込情報ファイル 施設等利用給付給付認定申請情報ファイル 認定変更情報ファイル 補足給付費交付申請情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 番号法別表第127項 番号法別表主務省令第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号主務省令第2条の表第155項、第157条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども部 こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	弘前市役所 企画部 法務文書課 法務文書係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-40-0205 FAX 0172-35-7956
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	弘前市役所 健康こども部 こども家庭課 保育係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-35-1131 FAX 0172-39-7003
9. 規則第9条第2項の適用	
[]適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスや業務システムの利用など、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 【対策例】 ・ 特定個人情報を含む書類や USB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・ 外部記録媒体は、情報セキュリティ管理者の承認を得ることで使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	弘前市情報セキュリティポリシーに則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一が発生した場合に備え、バックアップを保管している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I-5 ①部署	健康福祉部 子育て支援課	健康こども部 こども家庭課	事後	
平成31年4月1日	I-5 ②所属長の役職名	子育て支援課長 石田 剛	こども家庭課長	事後	
平成31年4月1日	I-7 請求先	弘前市役所 経営戦略部 法務契約課 文書・法規担当	弘前市役所 企画部 法務文書課 法務文書係 〒036-8551	事後	
平成31年4月1日	I-8 連絡先	弘前市役所 健康福祉部 子育て支援課 児童育成係	弘前市役所 健康こども部 こども家庭課 保育係	事後	
平成31年4月1日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年8月1日	I-1 特定個人情報を取り扱う事務 ①事務の名称	子どものための教育・保育給付の支給に関する事務	子ども・子育て支援法関係事務	事後	
令和1年8月1日	I-1 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	子ども・子育て支援法その他関係法令に基づき、小学校就学前子どもの保護者からの申請	子ども・子育て支援法その他関係法令に基づき、小学校就学前子どもの保護者からの申請	事後	
令和1年8月1日	I-2 特定個人情報ファイル名	支給認定情報ファイル 施設利用情報ファイル	認定情報ファイル 施設利用情報ファイル	事後	
令和1年8月1日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	情報連携(照会)番号法第19条第7号 別表第二116項	番号法第19条第7号 別表第二116項	事後	
令和1年8月1日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和元年8月1日 時点	事後	
令和1年8月1日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和元年8月1日 時点	事後	
令和1年8月1日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	〔O〕接続しない(提供)	事後	
令和3年1月1日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年1月1日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年11月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和3年11月1日 時点	事後	
令和3年11月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和3年11月1日 時点	事後	
令和3年11月1日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の94の項	番号法第9条第1項 番号法別表第一第94項	事後	
令和3年11月1日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法	番号法第19条第7号 別表第二116項	番号法第19条第8号 番号法別表第二第116項	事後	
令和4年11月1日	I-1 事務の概要	子ども・子育て支援法その他関係法令に基づき、小学校就学前子どもの保護者からの申請	子ども・子育て支援法その他関係法令に基づき、子どものための教育・保育給付若しくは子	事後	
令和4年11月1日	I-2 特定個人情報ファイル名	認定情報ファイル 施設利用情報ファイル	教育・保育給付認定申請兼利用申込情報ファイル	事後	
令和4年11月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和4年11月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和4年11月1日	IV-5 特定個人情報の提供・移転	不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	提供・移転しない	事後	
令和5年11月1日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法	番号法第19条第8号 番号法別表第二第116項	番号法第19条第8号 番号法別表第二第116項	事後	
令和5年11月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和5年11月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和6年11月1日	法令上の根拠	番号法別表第一第94項 番号法別表第一主務省令第68条	番号法別表第127項 番号法別表主務省令第68条	事後	
令和6年11月1日	②法令上の根拠	番号法別表第二第116項 番号法別表第二主務省令第59条の2の2	番号法第19条第8号主務省令第2条の表第155項、第157条	事後	
令和6年11月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年11月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年11月1日	8.人手を介在させる作業 11.最も優先度が高いと考えられる対策	(新規項目追加)	(新規項目追加)	事後	